平成３０年（フ）第３９８号
広島県廿日市市大野原２丁目６番17号（101）
債務者　黒川美智子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３８号
長崎県長崎市玉園町３番79号　メゾン玉園303号、旧住所長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷2816番地
債務者　釜坂　妙子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県奄美市名瀬春日町17番11―31号
債務者　安田テツヨ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第３０号
島根県出雲市外園町346番地
債務者　藤江　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月７日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第２０９７号
大阪府大東市錦町17番31号
債務者　小早川雄介
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１２７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番11―112号
債務者　玉木　宏満
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３１０号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―308号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目９番17―301号
債務者　有松絵里加
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３１６号
大阪府東大阪市角田１丁目11番26号　エクステンド藤戸　403号
債務者　川端　泰三
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９６号
栃木県宇都宮市細谷町2565番地５　コーベルサンクレスト101号室
債務者　渡邉実那子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目196番地49
債務者　橋本加代子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９５号
栃木県芳賀郡益子町大字東田井225番地１町営住宅60号
債務者　塩野谷弓子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５６２号
横浜市鶴見区駒岡３丁目18番26号　グリーンハイツ202
債務者　入松川英幸
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６２号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目11番５－２号
債務者　礒村由梨子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５０号
横浜市鶴見区市場富士見町１番12―206号
債務者　西村　俊和
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７１号
横浜市泉区岡津町2802番地35　ＹＫマンション103号
債務者　大原　康太
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７６号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目４番11号　渡部方
債務者　佐藤　美裕
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部